

○勝央町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(令和3年3月31日告示第40号)

改正 令和3年7月12日告示第81号 令和4年3月31日告示第50号

(趣旨)

第1条 この告示は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る費用を支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して勝央町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、勝央町補助金交付規則（平成24年規則第5号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻を機に町内で新たに物件を賃借する際に要した費用のうち、物件の賃料1月分（敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料は、除く。）をいう。ただし、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては、住宅手当分に相当する額を除いたものをいう。
- (3) 引越し費用 対象期間に婚姻を機に町内に引越しをする際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 対象期間において、夫婦ともに町内に居住し、新たな住居（夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件及び婚姻前から親等の親族と同居している住居を含む。）に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録をしていること。
- (2) 夫婦ともに婚姻届を受理された日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 所得証明書（交付申請の時点における直近の証明書をいう。以下同じ。）をもとに、世帯の所得を合計した額が400万円未満であること。ただし、次の場合にあつては、それぞれに記載する計算方法により算出して得た額が、400万円未満であること。
 - ア 夫婦の一方又は双方が離職し、申請時において無職の場合、離職した者については、所得なしとして夫婦の所得を算出する。

イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額（所得証明書の期間と同一期間の返済額に限る。）を控除した額とする。

- (4) 交付申請の時点において、夫婦のいずれにも町税等の滞納がないこと。
- (5) 交付申請の時点において、引き続き5年以上町内に居住する意思のあること。
- (6) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
- (8) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (9) 勝央町暴力団排除条例（平成23年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、住居費と引越し費用を合算した額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1新婚世帯あたり20万円を上限に予算の範囲内で交付する。

- 2 前条に規定する住居費については、5万円を上限とする。
- 3 前条に規定する引越し費用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。
 - (1) 夫婦の一方のみが引越しを要し、その者が町外から引越す場合 15万円
 - (2) 夫婦の一方のみが引越しを要し、その者が町内から引越す場合 10万円
 - (3) 夫婦の双方が引越しを要し、少なくとも一方が町外から引越す場合 15万円
 - (4) 夫婦の双方が引越しを要し、双方が町内から引越す場合 10万円
- 4 第1項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、勝央町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書
- (3) 物件の賃貸借契約書及び領収書等の現に支払った住居費の金額を確認できる書類の写し（住居費の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (4) 住宅手当支給証明書（様式第2号。住宅手当が支給されている場合に限る。）
- (5) 領収書等の現に支払った引越し費用の金額を確認できる書類（引越し費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (6) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（第3条第3号イに該当する場合に限る。）

(7) 離職票又は退職証明書の写し等の無職であることが確認できる書類（無職の場合に限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行わなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、勝央町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに勝央町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）に、第6条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、勝央町結婚新生活支援事業補助金変更交付承認通知書（様式第5号。）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、第7条の規定による交付決定通知又は前条第2項の規定による変更承認通知を受けた場合は、速やかに勝央町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）に通帳等の振込先のわかる書類の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この告示に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、第8条第2項の規定により補助金の交付決定を変更した場合及び前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定め、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第 12 条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 12 日告示第 81 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日告示第 50 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

勝央町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

住宅手当支給証明書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

勝央町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

勝央町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

勝央町結婚新生活支援事業補助金変更交付承認通知書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

勝央町結婚新生活支援事業補助金交付請求書
[別紙参照]